

令和6年度 鹿屋市 太陽光発電設備等設置補助金 申請の手引き

鹿屋市では、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、個人住宅の自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置補助を実施します。

この事業では、市内において太陽光発電設備及び蓄電池設備の導入促進を図るとともに、化石燃料電力に由来する二酸化炭素の排出量を減らすことを目指しています。

《最初にお読みください》

- ① 固定価格買取制度(FIT 制度)やFIP制度の認定を受ける場合は補助の対象外です。
自家消費型での導入が対象となります。
- ② 既存の太陽光発電設備の置換や増設は、対象となりません。
- ③ 補助金交付決定後に着手する事業が補助対象となります。
※設置工事の契約締結は着手とみなしますので決定前着手とならないようご注意ください。
- ④ 導入した 太陽光発電設備により発電した電力量の 30%以上を自家消費する必要があります。（法定耐用年数までの期間、自家消費量を記録していただきます。）
- ⑤ 蓄電池だけの導入は補助の対象外です。
- ⑥ 交付申請書の提出期限 令和6年12月2日(月)
申請受付は先着順に行い、予算額に達した時点で終了します。
- ⑦ 実績報告書の提出期限 事業完了から3月以内 又は
令和7年2月17日(月) のいずれか早い日
実績報告書の提出期限までに設置工事・代金支払・発電設備と電力会社との系統連
系が完了する見込がない場合は補助の対象外です。
- ⑧ 国、鹿児島県、本市から同様の補助金・交付金等を受ける見込み又は既に受けた場合
は、補助の対象外です。
- ⑨ 導入した設備は、環境省の基準に従い、法定耐用年数が経過するまで、補助金の
目的に沿って適正に使用する必要があります。



1 補助対象設備

太陽光発電設備 次に掲げる要件をすべて満たすもの

- 個人の住宅の屋根に設置するもの
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない設備であること。
（いわゆる自家消費型での導入であること。）
- 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW 表示の小数点以下切捨）が **10kW 未満の設備** であること。
- 商用化され、導入実績があるもの
- 中古設備でないこと。（保証書等で確認します。）
- 既存設備の置換や増設でないこと。**
- 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること。
- 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと。（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）

蓄電池設備 次に掲げる要件をすべて満たすもの

- 6ページの「蓄電池仕様」に適合するものであること。
 - 太陽光発電設備の付帯設備であること。
 - 定格容量と電槽数の積の合計が 4,800Ah・セル未満の設備であること。
 - 1kWh あたりの価格が 15 万 5 千円(工事費込み、税抜き)以下の蓄電池設備であること。
 - 原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
 - 定置用の設備であること。
 - 商用化され、導入実績があるもの
 - 中古設備でないこと。（保証書等で確認します。）
 - 既存設備の置換や増設でないこと。**
- ※設置する太陽光発電設備と蓄電池のメーカーが異なる場合、「蓄電池仕様」に掲げる 10 年以上の保証を受けられない場合がありますのでご注意ください。

<注意事項>

- ①この補助金における住宅とは、個人が自ら所有し、居住する「専用住宅」又は「併用住宅(居住用床面積が 50 m²以上かつ居住用床面積の割合が延べ床面積の5割以上の住宅)」(これらの住宅の同一敷地内にあり、住宅に付属する車庫等の建物、設備を含む)をいいます。
集合住宅や保養所、寄宿舎は対象外です。
- ②蓄電池単体の導入は補助の対象外です。
- ③発電した電力量の 30%以上を自家消費していただくことが要件となります。
住宅における電力需要量を考慮し、蓄電池設備の同時導入や適切な出力値の太陽光発電設備を設置してください。
- ④申請時は消費量計画書を提出していただきます。また、設置完了(補助事業完了)の翌年度から法定耐用年数の期間内は自家消費量を記録し、市が必要と認める場合は自家消費量に関する報告書(第7号様式)を提出していただきます。

2 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費

補助対象設備の設置に要する費用のうち、7ページの表に規定する費用が対象

3 補助金の額

補助対象設備の区分と補助金の額

補助対象設備ごとの補助金の額は以下のとおり

| | |
|---------|--|
| 太陽光発電設備 | <u>出力(kW)×70,000円(上限:10kW未満)</u> ※出力(kW)は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナー定格出力の合計値のいずれか低い方で計算します。 ※出力(kW)は小数点以下切り捨て |
| 蓄電池設備 | <u>蓄電池の価格(工事費込み、税抜き)×1/3(上限:10kWh相当額)</u> ※1kWhあたりの価格(工事費込み、税抜き)が15万5千円以下のものが対象 ※蓄電容量が10kWhを超えるときは、10kWhを上限として補助対象とします。 ※蓄電容量は、定格容量で計算します。 ※補助金の額に千円未満の端数を生じたときは切り捨て |

【蓄電池の補助申請額の計算方法】

補助対象となる蓄電池は15万5千円/kWh(工事費込み、税抜き)以下のものに限り、

●事例① 価格(工事費込み、税抜き)100万円、6.5kWhの場合

$1,000,000 \text{円} \div 6.5 \text{kWh} = 153,846 \text{円} \rightarrow$ 補助対象

$1,000,000 \text{円} \times 1/3 = 333,333 \text{円} \rightarrow 333,000 \text{円}$ (補助申請額)

●事例② 価格(工事費込み、税抜き)180万円、12kWhの場合

$1,800,000 \text{円} \div 12 \text{kWh} = 150,000 \text{円} \rightarrow$ 補助対象

$150,000 \text{円} \times 10 \times 1/3 = 500,000 \text{円}$ (補助申請額)

●事例③ 価格(工事費込み、税抜き)140万円・7kWhの場合

$1,400,000 \text{円} \div 7 \text{kWh} = 200,000 \text{円} \rightarrow$ 補助対象外

4 補助の対象者

補助対象者の条件

次に掲げる要件をすべて満たす方

- (1) 自ら所有し居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する者、又は自ら所有し居住するために新築若しくは購入する市内の住宅に補助対象設備を設置する者
- (2) 実績報告書の提出時に、補助対象設備を設置する住宅の場所に住所を有する者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 本事業の補助金を受けたことがない者
- (5) 補助対象設備について、国、鹿児島県又は本市から同様の補助金等を受けておらず、かつ、受ける見込がない者
- (6) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でない者

5 交付申請

申請方法

太陽光発電設備等設置補助金交付申請書（様式第1号）に下表の書類を添え、市役所窓口へ直接提出（郵送、FAX、インターネット等による申請は不可）

申請書提出先：鹿屋市役所本庁 5階 生活環境課

申請書提出期限 令和6年12月2日(月)

※1から4までの要件を満たし、令和7年2月17日(月)までに実績報告を行うことができること。
(上記までに実績報告を行う見込がない場合は申請を受理できません。)

※**実績報告は、設置工事の完了、代金の支払い、電力会社の系統との接続が完了した後、添付書類を添えて提出することとなります。(4ページ参照)**

※**予算額に達した場合、申請受付を終了します。(先着順)**

●交付申請書に添付する書類

| 種類 | 書類の内容 |
|--------------|---|
| 設備関係 (共通) | ①補助対象設備の設置に係る見積書の写し ②補助対象設備の設置費用内訳書 <u>(様式指定)</u> ③補助対象設備の設置 予定箇所及び対象住宅までの地図 ④ 補助対象設備の施工前の住宅の状況を記録したカラー写真 (外観及び設置予定箇所を撮影しておくこと) ⑤補助対象設備のカatalog等の写し (出力仕様、型番等がわかるもの) ⑥補助対象設備の発電電力の消費量計画書 <u>(様式指定)</u> |
| 申請者関係 | ⑦本人確認書類の写し (公的機関発行のもの) ※顔写真付きのもの(運転免許証、マイナンバーカード等)は1点 顔写真なしのもの(健康保険証、住民票等)は2点 ⑧市税の滞納がないことの証明 (原本) (発行から3月以内のもの) ⑨委任状 (補助金交付申請に係る手続きを代理人に委任する場合) ※代理人の本人確認書類の写しを添付すること。 |
| 住宅関係 | ⑩補助対象設備を設置する住宅の建物登記事項証明書 (原本) (発行から3月以内のもの) ※新築住宅等で登記未了の場合は、建築工事の請負契約書の写し又は売買契約書の写し。実績報告時に建物登記事項証明書を提出すること。 ⑪住宅の所有者が2名以上(共有)の場合は、所有者全員の設備設置承諾書 <u>(様式指定)</u> |
| その他 | ⑫誓約書 (申請者及び施工業者それぞれのもの) <u>(様式指定)</u> ⑬上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |

6 実績報告

実績報告書提出期限 **令和7年2月17日(月)**

※事業完了日から**3月**以内又は上記提出期限のいずれか早い日までに提出してください。

※事業完了日は、補助対象設備の代金の支払完了日もしくは補助対象設備の引き渡し（電力会社の系統連系開始を含む）を受けた日のいずれか遅い日とします。

●実績報告書に添付する書類

| 種類 | 書類の内容 |
|---------------|---|
| 設備関係 (共通) | ①補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し ②補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの） ③補助対象設備の設置費用内訳書（様式指定） ④補助対象設備の保証書の写し ⑤補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況（外観及び設置予定箇所、設置後箇所等）を記録したカラー写真 ⑥補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真（設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の型番・出力表示がわかるもの） ⑦電力会社の系統との接続契約書の写し ⑧(余剰電力を売電する場合)電力需給契約書の写し |
| 設備関係 (蓄電池) | ⑨(蓄電池設備を設置する場合)太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類（配線図・構造図等） |
| 住宅関係 | ⑩(交付申請時に登記未了だった新築住宅等の場合)不動産登記事項証明書（ 原本 ） (発行から3月以内のもの) |
| 申請者関係 | ⑪住民票の写し（ 原本 ）（発行から3月以内のもの） ※住民票の住所と補助対象設備を設置する住宅の所在地が同一であること。 ※やむを得ない事情により、実績報告時に住民票の住所と補助対象設備を設置する住宅の住所が異なることとなった場合は、別途住居変更届の提出が必要となります。詳しくはお問合せください。 |
| その他 | ⑫上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの |

7 設備設置完了後の注意事項

財産処分等の制限

補助対象設備の法定耐用年数は、太陽光発電設備17年、蓄電池設備6年です。

補助事業完了後、法定耐用年数の期間内に、対象設備を補助金の交付目的に反して処分（補助対象設備の譲渡、貸付、解体等）を行うときは、あらかじめ太陽光発電設備等設置補助金財産処分等承認申請書(様式第8号)を提出して、市長の承認を受ける必要があります。

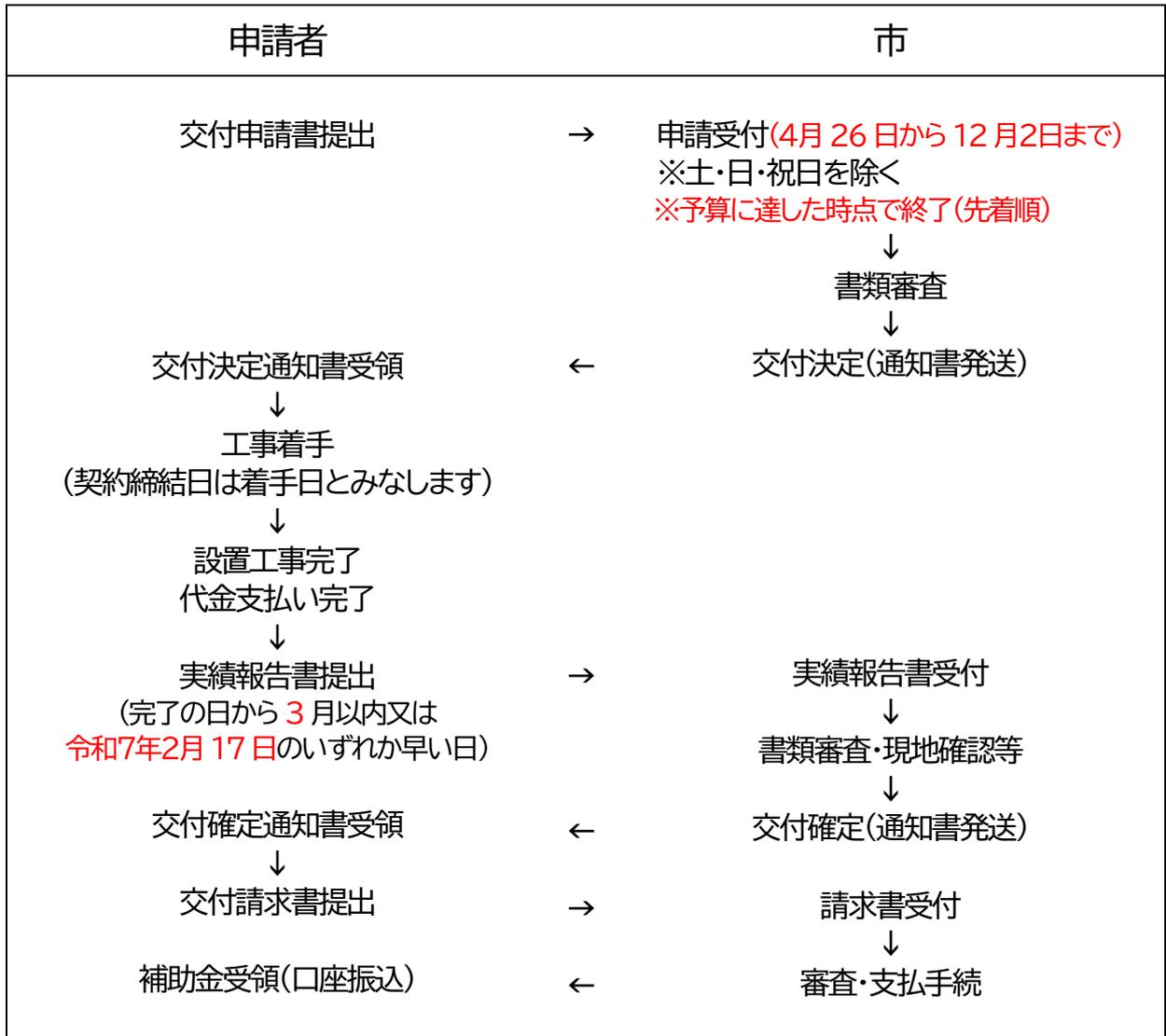
処分の内容により、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

自家消費量の確認・書類の保管

補助事業の完了後、法定耐用年数の期間内は、当該年度に発電した電力量や自家消費量等の実績について記録し、市から求めがある場合は自家消費量に関する報告書(様式第7号)を提出していただく場合があります。

その他の関係書類についても、法定耐用年数の期間内は、同様に保管してください。

8 申請手続の流れ



●蓄電池の仕様

1 蓄電池パッケージ

- (1) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(1) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM 1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。）

(2) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MWのいずれかとする。

(3) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は、W、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は、W、kW、MWのいずれかとする。

(4) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(5) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

<表示例> 「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へ御連絡ください。」

(6) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

3 蓄電池部安全基準

- (1) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

- (2) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

4 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムに限る。）

- (1) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は、「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

5 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムに限る。）

- (1) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

6 保証期間

- (1) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は、無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

●補助対象経費

| 区分 | 費目 | 細分 | 内容 |
|-------|-----------------|--|--|
| 工事費 | 本工事費 (直接工事費) | 材料費 | 事業を行うために直接必要な材料の購入費（これに要する運搬費、保管料を含む。） |
| | | 労務費 | 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費 |
| | | 直接経費 | 事業を行うために直接必要とする経費 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費及び労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費で契約、協定等に基づき負担する経費） |
| | 本工事費 (間接工事費) | 共通仮設費 | 事業を行うために直接必要な現場経費 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現場補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設等に要する費用 |
| | | 現場管理費 | 事業を行うために直接必要な現場経費で、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用 |
| | | 一般管理費 | 事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信交通費 |
| | 附帯工事費 | | 本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用（必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定すること。） |
| 機械器具費 | | 事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費 | |
| | 測量及び試験費 | | 事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費 |
| 設備費 | 設備費 | | 事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費 |

●提出・お問合せ先

鹿屋市 市民生活部 生活環境課(市役所本庁5階)

電話番号:0994(31)1115

Eメール:seikatsu@city.kanoya.lg.jp

受付時間:市役所開庁日の8時30分から17時15分まで

※土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は閉庁日